

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省健康局結核感染症課

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染対策の徹底について

医療機関における院内感染対策については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 12 及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定並びに「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の改正について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330010 号厚生労働省医政局長通知）、「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日付け医政地発 1219 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、管下の医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところです。

今般、鹿児島県の医療機関において、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染疑い事例が報告されました。については、貴職におかれましては、管下の医療機関に対し、改めて院内感染防止体制の徹底について指導を行うようお願いいたします。

また、管下の医療機関に対し、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染を疑う事例を把握した場合には速やかに貴職あてに報告するよう指導するとともに、貴職より地域医療計画課あてに情報提供するようお願いいたします。

なお、薬剤耐性アシネトバクター感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における 5 類感染症であり、同法第 12 条第 1 項第 2 号に基づく全数届出疾患であることを申し添えます。

（参考）

○多剤耐性アシネトバクター感染症 Q&A <http://idsc.nih.gov/disease/MDRA/QA01.html>

○感染症法に基づく薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出状況，2016 年

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/mdra-m/mdra-idwrs/7809-mdra-180126.html>

○多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について

（平成 22 年 9 月 6 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）

○多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について

（平成 21 年 1 月 23 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>

【担当】

厚生労働省医政局地域医療計画課

課長補佐 稲木

厚生労働省健康局結核感染症課

課長補佐 繁本

【連絡先】 厚生労働省医政局地域医療
計画課 直 通 電 話 03-3595-2194

F A X 03-3503-8562

2018年第1～32週の風疹患者累積報告数は139人となり、2015～2017年の同時期における報告数を超え、さらに2016及び2017年の年間累積報告数を超えた。過去には2013年に14,344人の患者が報告され、この流行に関連した先天性風疹症候群が45人確認されている。

報告患者の91%（127人）が成人で、男性が女性の約3倍多い（男性107人、女性32人）。特に30～40代の男性に多く（63%）、女性は20代に多い（41%）。予防接種歴は、無し（21人：15%）、あるいは不明（97人：70%）が大半を占める。

国外での感染が推定される症例は10人（7%）と少なく、既に、首都圏を中心に国内流行が発生し始めている可能性が高いと考えられる。

日本において風疹ワクチンは、1977年8月～1995年3月までは中学生の女子のみが定期接種の対象であった。1989年4月～1993年4月までは、麻疹ワクチンの定期接種の際に、麻疹おたふくかぜ風疹混合（MMR）ワクチンを選択しても良いことになった。当時の定期接種対象年齢は生後12か月以上72か月未満の男女であった。1995年4月からは生後12か月以上90か月未満の男女（標準は生後12か月～36か月以下）に変更になり、経過措置として12歳以上～16歳未満の中学生男女についても定期接種の対象とされた。2001年11月7日～2003年9月30日までの期間に限って、1979年4月2日～1987年10月1日生まれの男女はいつでも定期接種（経過措置分）として受けられる制度に変更になったが、接種率上昇には繋がらなかった。

これらのワクチン政策の結果、近年の風疹患者の中心は小児から成人へと変化している。妊娠20週頃までの女性が風疹ウイルスに感染すると、胎児にも風疹ウイルスが感染して、眼、耳、心臓に障害をもつ先天性風疹症候群の児が生まれる可能性がある。妊娠中は風疹含有ワクチンの接種は受けられず、受けた後は2か月間妊娠を避ける必要があることから、女性は妊娠前に2回の風疹含有ワクチンを受けておくこと、妊娠出産年齢の女性及び妊婦の周囲の者に対するワクチン接種を行うことが重要である。また、30～50代の男性で風疹に罹ったことがなく、風疹含有ワクチンを受けていないか、あるいは接種歴が不明の場合は、早めにMRワクチンを受けておくことが奨められる。風疹はワクチンで予防可能な感染症である。